

提出先 国土交通省

**【提案項目】**

土地収用制度の迅速かつ積極的活用に向けて、土地収用法第20条の事業認定の要件のうち、第3号に規定する「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」に関し、事業の種類、目的、規模等に応じた具体的な判断基準を定め、認定要件の明確化を図ること。

**【提案理由等】**

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、公共用地の早期取得も含め、事業効果の早期発現を図るべきという考え方が強まっており、事業のスピードアップに向け、土地収用制度の積極的な活用が求められている。

事業認定の現行の取扱いに当たり、公共事業の公益性は、道路事業、河川事業、砂防事業等の事業の種類の違い、渋滞緩和、交通安全対策、防災、治水等の事業の目的、規模の違いによって、それぞれ判断基準も異なるべきであるが、これらの事業の特性に応じた公益性の判断基準が具体的に明示されていない。したがって、これらを明確に示すことによって、より一層事業認定の手続の効率化を図る必要がある。